

特記仕様書

（現場責任者）

第1章 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）
＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（現場責任者に対する措置請求）

第2章 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（土木工事共通仕様書の適用）

第3章 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第4章 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（仮設トイレの洋式化）

第5章 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場の試行）

第6章 受注者は、建設現場の遠隔臨場の実施を希望する場合は、受発注者の協議により、建設現場の遠隔臨場の試行対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第7章 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（業務工程表）

第8章 受注者は、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員

に提出しなければならない。

2. 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

（業務中の安全確保）

第9章 受注者は、土木工事安全施工技術指針（平成21年国官技第333号）、建設機械施工安全技術指針（平成17年国官技第333号、国総施第190号）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、機械除草を行うときは、建設機械施工安全マニュアル（平成22年4月国土交通省総合政策局建設施工企画課）に記載されている除草工の安全確認チェックシート等を活用して、除草作業時の現場での作業チェック・確認を行い、災害の防止に努めなければならない。監督員から記録した資料の請求があったときは、ただちに提示しなければならない。
4. 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
6. 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。
7. 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立入禁止の表示板等を設けなければならない。
8. 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

（現地踏査）

第10章 受注者は、業務の着手前又は着手中の現地踏査に際して、施設の管理上の問題点及び第3者に影響を及ぼす異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

（後片付け）

第11章 受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然

とした状態にしなければならない。

（地域住民等への対応）

- 第 1 2 章** 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。
また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

（業務時期及び業務時間の変更）

- 第 1 3 章** 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

（委託の検査）

- 第 1 4 章** 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 工程表
- (2) 出来高数量表
- (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
- (4) 処分伝票（写）及び引き渡し調書
- (5) 農薬使用状況記録簿（防除作業を実施した時）
- (6) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
- (7) 各種申請書・許可証、契約書（写）
- (8) 打合せ簿
- (9) 作業記録
- (10) 記録写真
- (11) その他監督員が必要と認めた書類

（除草における一般事項）

- 第 1 5 章** 草刈機による除草作業に当たっては、次の項目に留意すること。
- (1) 事前に現地調査を実施し、既設構造物の位置を確認するとともに作業に支障となる物件の撤去や目印の設置を行うこと。
- (2) 作業箇所の移動を考慮に入れ、作業箇所の区分割を計画すること。
- (3) 作業箇所周辺の駐車車両については、作業中は移動してもらうよう、事前に依頼すること。
- (4) 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行うこと。
- (5) 作業開始前には、作業指揮者又は監視員、作業員及び交通誘導警備員の間で作業手

順や役割分担の再確認をすること。

- (6) 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な作業に努めること。
- (7) 草の刈り取りについては地際からとし、刈りむらのないように均一に刈り取りとること。
- (8) 法面での草の刈り取りについては、表土の流出を防止するため、表面が露出しないように刈り高に注意すること。
- (9) ガードレール支柱等の道路施設付近での除草時、または、樹木付近での除草時には、施設や樹木に損傷を与えないように刈り取りし、必要であれば手刈りや抜き取ること。
- (10) 補助刈り等も含め、刈り残しがないように除草すること。
- (11) 次条第1項に示す飛散防止対策を確実に実施すること。ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用する場合は、飛散角度に留意し、効果的に使用すること。
- (12) 各回の除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- (13) 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処理を施し、飛散防止を徹底すること。

（飛び石等の飛散防止対策）

第16章 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、次の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

① 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

② 飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅 2.7m、高さ 1.8m 程度）

- ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
- ・ 歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

2. 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（中低木剪定・生垣、列植の刈込み）

第17章 受注者は、中低木等の剪定作業に当たっては、次の項目に留意すること。

- (1) 樹木の特性によって、樹高や枝幅に注意し、切詰め、中すかし、枯枝・枯株の除去等を行うこと。
- (2) 生垣、列植の刈込みは、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、両面を刈込み先端をそろえること。
- (3) 交差点付近や横断歩道部付近、分離帯開口部等の視距の確保が必要な箇所では、成長量を考慮し、視距の確保ができる刈り高、刈幅とすること。また、高木の根元から出ているヤゴ（ヒコバエ）等についても一連の作業の中で切除すること。
- (4) 植込地内に入っの作業は、踏込み部分の枝条、損傷等に注意し、枝がえしを行うこと。
- (5) 刈り取った枝葉は、植込地内や樹冠内に残らないように取除き、速やかに集積運搬処理を行うこと。

第18章 業務完了時には、監督員の立会を受けること。

第19章 本業務により発生する一般廃棄物（剪定枝、刈芝等）は、次に掲げる場所への搬出を見込んでいる。また、完了時には、搬出状況の分かる写真等を提出すること。

ア) 受入場所：板野郡松茂町豊久開拓 1-4-6（松茂町第二環境センター）

※上記に搬出する場合は、処分費不要。

イ) 受入条件：分別後搬出を行う。

せん定枝・・・小枝及び葉を分別除去し、1m 程度、直径 20cm 未満に小割した上で、搬出すること。

草・葉・・・仮置き乾燥に上、搬出すること。土・石等は取り除くこと。

ウ) 搬出日の詳細については、松茂町第二環境センターと打合せの上、決定すること。

(施工管理等)

第 2 0 章 工事写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付するするものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。

2. 除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。乾燥のため仮置が必要となる場合には、シート等で覆い、飛散防止を行うこと。

3. 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。

4. 業務看板、保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影しておくこと。

5. 除草については、草の刈り取り高さについても、撮影しておくこと。

6. 撮影頻度、撮影項目等については、契約締結後に監督員が指示する。

7. 各回における作業の完了時には、監督員の立会を受けること。

8. 業務完了時には、出来型図面を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(高木の剪定)

第 2 1 章

剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行わなければならない。

剪定方法は、それぞれの樹種・樹形に応じて最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝降し等）により行うこと。

枝姿及び樹形の仕立て方、特に修景上規格形にする必要がある場合を除き、枝が生育する際に樹形が樹種ごとに固有性を有するように剪定すること。

剪定した枝葉は、通行人や車両等の障害にならないように根元に集積し、速やかに運搬処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃すること。

剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理を行うこと。

樹木に、幹や根元の大きな腐朽・空洞、樹体の揺らぎ等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

(道路使用許可について)

第 2 2 章 各所轄警察署への道路使用許可は、受注者が手続きを行わなければならない。

この費用は諸経費に含む。なお、道路使用許可の写しは、許可が取れ次第発注者に提出すること。

(再委託等の禁止)

第 2 3 章 本業務の主たる内容である作業は、第三者に請け負わせてはならない。

(その他)

第 2 4 章 上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定するものとする。